

# 公益財団法人福島県文化振興財団 顕彰

(公財)福島県文化振興財団では、文化活動に関して優れた成果を収め、本県文化の普及、向上、保存及び伝承に貢献した個人または団体を顕彰いたします。

## 1 対象者

福島県に住所もしくは活動の本拠がある個人（県外在住の福島県出身者を含む。）または団体で、次のいずれかに該当する方（団体）です。

- ① 文化活動の各分野で優れた業績を挙げ、本県文化の向上に著しく貢献した方（団体）。
- ② 文化活動の各分野で新生面を開き、本県文化の向上に著しく貢献した方（団体）。
- ③ 文化活動の各分野で優れた指導性を発揮し、本県文化の普及に著しく貢献した方（団体）。

## 2 顕彰対象とする文化活動の分野（部門）

総合、美術、音楽、演劇、文学、舞踊、映画、生活文化、文化財の保護、郷土史誌

※ 総合部門……市町村の文化団体の取りまとめや地域文化の向上・振興を目的とした団体で優れた指導性を発揮し、地域文化の活性化を通して本県文化の振興に貢献している者などを顕彰する。

## 3 顕彰予定件数

3件（顕彰者に選ばれた方には、表彰式で表彰状と副賞10万円を贈呈します。）

## 4 推薦者

- ① 市町村長 または 市町村教育委員会教育長
- ② 福島県知事 または 福島県教育委員会教育長

## 5 申請方法

- (1) **令和6年10月21日（月）まで**に、所定の様式で市町村に申請してください。（様式は、下記ホームページからダウンロードできます。）
- (2) 申請は自薦・他薦を問いません。

## 6 顕彰者の決定など

- ① 顕彰者の決定……令和7年1月中旬頃
- ② 表彰式 ……令和7年2月上旬

## 7 注意事項

- (1) 顕彰者は、各部門1名または1団体とします。
- (2) 以下に掲げる方（団体）は、原則として顕彰の対象外となります。
  - ① 亡くなられている方。
  - ② 既に文化活動に関して国または県の表彰を受けている方（団体）。
  - ③ 過去に財団顕彰（旧基金顕彰）を受けた方（団体）。
- (3) 当財団に直接申請することはできません。

<お問い合わせ先>

- ・ 各市町村 担当部局 または 各市町村教育委員会 担当部局
- ・ (公財)福島県文化振興財団 文化推進課 電話：024-534-9191

過去の顕彰者については、ホームページでご確認ください。

<https://www.fcp.or.jp/culture/grants-and-awards/kensyou.html>

